

カラフルコミュニケーション 基礎理解・実践・アドバンス 12ヶ月講座 参加契約書

(甲) 岩倉久美子様
(乙) 三上 緑

【カラフルコミュニケーション基礎・実践・アドバンス12ヶ月講座】
参加契約書

岩倉久美子様（以下「甲」という）と、三上緑（以下「乙」という）は、以下の条項により、2022年 2月1日より、三上緑の講座参加契約を次のとおり締結する。

第1条（12ヶ月講座の内容）

本契約に基づき、乙は甲に対して、以下各号のサービスを提供する。

- ①乙が所有する12ヶ月からなる講義の提供。
- ②メッセージャー・LINEまたはZoomによるオンライン相談。

（12ヶ月間、無制限。）

- ③報・連・相をもとにしたメール相談
- ④その他、乙が甲に対して新規レッスンスキルの提案等。

【ワークスプログラム】

- 12ヶ月からなる講座
- 12ヶ月間のFacebookグループ相談

第2条（契約期間）

本契約期間のコンサルティングフィーは総額300,000円（税込み）とする。
また甲乙何れかに未更新の意志が見られる場合、別途協議によって更新是非を決めるものとする。

第3条（契約解除）

甲が以下に記載する禁止行為を行なった場合、自動的に契約解除とし、
乙に対し損害を与えた場合、乙は甲に対して、損害の賠償を請求する事が出来る。また、甲乙間のリズムに著しく相違がある場合も両者協議の上契約解除とする事が出来る。

- ①利益報告の虚偽が発覚した場合
- ②乙が提供したノウハウの二次配布、第3者への公開
- ③乙に対し、甲が損害となる危害を加えた場合
- ④その他、禁止行為に関しては、別途説明によって解説のあった行為を含むものとする。

また甲の都合によるキャンセル、退会などの場合による全額の返金は一切致しません。

第5条（責任制限）

本契約に基づくコンサルティングサービスの提供によって、乙が甲に対して負う責任は、コンサルティング内容の誤りの訂正とコンサルティングサービスの再実施に限られる。乙が提案した内容の実地は、甲の責任下において行なわれるものとする。

第6条（協議）

本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

第7条【権利の質入及び譲渡】

乙は、本契約において保有する権利及び義務の全部又は一部を、甲の書面による事前の承諾なく第三者に譲渡及び質入することができない。

第8条【権利放棄】

- ① 甲および乙が相手方の契約違反を許容し、その違反により発生する損害賠償請求権等の放棄をしても、その後の違反に対する権利を放棄するものではないことを甲乙双方は確認する。
- ② 特定の条項の権利放棄を契約期限まで認める場合は、権利を持つ契約当事者が書面にて放棄する旨を承諾しなければならない。

第9条【債務不履行】

甲及び乙は、相手方が本契約に違反したときは、書面による通知により本契約を解除することができる。
但し、違反内容に関し相手方に正当な事由がある場合はこの限りではない。

第10条【期限の利益喪失】

甲及び乙は、相手方に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、相手方に通知することなく本契約を直ちに解除することができる。

- ① 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または整理、会社更生手続及び民事再生手続の開始、
破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら、整理、会社更生手続、民事再生手続の開始もしくは破産申立てをしたとき、
または第三者からこれらの申立てがなされたとき
- ② 資本減少、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき
- ③ 公租公課の滞納処分を受けたとき
- ④ その他相手方に前各号に準ずる信用の悪化と認められる事実が発生したとき

き

第11条【不可抗力】

①本契約上の義務を、以下に定める不可抗力に起因して遅滞もしくは不履行となったときは、甲乙双方本契約の違反とせず、その責を負わないものとする。

- 一 自然災害
- 二 伝染病
- 三 戦争及び内乱
- 四 革命及び国家の分裂
- 五 暴動
- 六 火災及び爆発
- 七 洪水
- 八 ストライキ及び労働争議
- 九 政府機関による法改正
- 十 その他前各号に準ずる非常事態

②前項の事態が発生したときは、被害に遭った当事者は、相手方に直ちに不可抗力の発生を伝え、予想される継続期間を通知しなければならない。

③不可抗力が90日以上継続した場合は、甲及び乙は、相手方に対する書面による通知にて本契約を解除することができる。

第12条【合意管轄】

①本契約につき甲及び乙に疑義が発生した場合、互いに誠実に話し合い、解決に向けて努力しなければならないものとする。

②本契約につき裁判上の争いとなったときは、乙の本店所在地を第一審の合意管轄裁判所とすることに甲及び乙は合意する。

第13条【準拠法】

本契約は日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとする。

「著作権について」

講座において提案・アドバイスを行う企画ノウハウの著作権は、三上緑にあります。

1. 三上緑の書面による許可なく、ノウハウの一部または全部をあらゆるデータ蓄積手段

(印刷物、電子ファイル、ビデオ、テープレコーダー等)により、複製、流用及び転載、転売（オークション含む）する事を禁じます。

2. 提案された企画・案件に関しては、コンサルティング契約を結んだ当事者のみ、実行できるものとし、如何なる関係であったとしても第3者への公開・開示・委託することを禁じます。

「使用許諾契約書」

本契約は、講座参加契約した岩倉久美子様（以下「甲」という）と三上緑（以下「乙」という）との間で合意した契約です。

第1条：本契約の目的

乙が著作権を有する情報（ノウハウ・テクニック等）を本契約に基づき、甲が非独占的に使用する権利を許諾するものです。

第2条：禁止事項

講座に含まれる情報は、著作権法によって保護されています。甲は乙から得た情報を乙の書面による事前許可を得ずして出版、講演活動及び電子メディアによる配信により一般公開することを禁じます。

特に第三者に開示・公開、提供することは厳しく禁じます。

第3条：契約の解除

甲が本契約に違反したと乙が判断した場合、乙は使用許諾契約書を解除する事が出来るものとします。

第4条：損害賠償

甲が本契約の第2条に違反した場合、本契約の解除に関わらず、甲は乙に対し、その違約金として、違反件数と販売価格を乗じたものの10倍の金額を支払うものとします。特に、第3者への開示・公開は、如何なる関係においても認められません。本契約は甲個人との契約とします。

以上、本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、
各1通を保有する。

2022年 2月 1日

甲 住所

電話番号

会社名

代表者名

⑨

乙 住所 神奈川県川崎市高津区向ヶ丘81-3

代表者名 三上 緑

⑨三上